

## 鳥取県新型コロナウイルス対策オンライン面会支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県新型コロナウイルス対策オンライン面会支援事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、高齢者・障がい者施設、医療機関においてオンライン面会を推進することで、新型コロナウイルスの感染拡大を防止しつつ、入所者、入院患者と家族等が安心してコミュニケーションがとれる環境を整えることにより、入所者等の孤立を防ぐことを目的とする。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額に、同表第5欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(同表第6欄に定める額を限度とする。)以下とする。

3 また、鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、別に通知する日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 規則第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間とする。）

2 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（雑則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象となる施設	4 補助対象経費 ※1、2		5 補助率	6 補助限度額
<p>新型コロナウイルス対策オンライン面会支援事業</p>	<p>右記対象事業所を運営する法人等</p>	<p>オンライン面会を実施する又は実施予定である次の施設（市町村立施設等を除く）</p> <p>オンライン面会の実施に当たってはホームページで案内する等利用者、家族に周知すること。</p> <p>1 高齢者施設            (1) 介護老人福祉施設            (2) 介護老人保健施設            (3) 介護医療院            (4) 認知症対応型共同生活介護            (5) 有料老人ホーム            (6) サービス付き高齢者向け住宅            (7) 軽費老人ホーム            (8) 養護老人ホーム</p> <p>2 障がい者施設            (1) 障害者支援施設            (2) 障害児入所施設            (3) 共同生活援助</p> <p>3 医療機関            (1) 病院            (2) 有床診療所</p>	<p>購入</p>	<p>タブレット端末・スマートフォン等のハードウェア、ソフトウェア、マイク・ヘッドフォン等の購入費、Wi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）、施設内にオンライン面会コーナーを設ける場合にはパーテーション設置費等、オンライン面会を実施するために必要な経費（消費税及び地方消費税は除く。）</p>	<p>10/10</p>	<p>1施設当たり 10万円</p>
			<p>リース</p>	<p>上記補助対象経費に対応した経費（消費税及び地方消費税は除く。） （申請年度に支出する経費に限る。）</p>		

※1 他の補助金で支援を受ける経費については、補助対象経費から除くものとする。

※2 補助対象経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

第 号  
令和 年 月 日

（申請者）様

職 氏 名 印

年度鳥取県新型コロナウイルス対策オンライン面会支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県新型コロナウイルス対策オンライン面会支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については別に通知することによる。

- (1) 算定基準額 金 円  
(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について「鳥取県新型コロナウイルス対策オンライン面会支援事業補助金交付要綱」（令和2年6月30日付第202000071677号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用・補助事業の遂行等に当たっては規則及び要綱の規定に従わなければならない。